

議案第 6 号

佐野市職員の給与に関する条例等の改正について

佐野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐野市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「次項の」を「次項各号に掲げる」に改め、「以上」を削り、同条第 6 項中「5 5 歳を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 5 5 歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの

第 8 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万 3, 0 0 0 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6, 5 0 0 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「行 8 級職員」という。）にあつては 3, 5 0 0 円）とする。

第 8 条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 9 条及び第 9 条の 2 を次のように改める。

(地域手当)

第 9 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該

地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、市規則で定める。

4 医療職給料表の適用を受ける職員には、前3項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第9条の2 前条第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は異動の直後に在勤する地域が同条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、同条

の規定にかかわらず、異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（同条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

- （1） 異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が異動の後に前条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- （2） 異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- （3） 異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第53号）の適用を受ける職員、佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第217号）の適用を受ける職員、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又は佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年佐野市条例第32号）第11条第1号に規定する退職派遣者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員

との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第9条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第3項中「（第1号）」を「（第1号及び次項）」に改め、「でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「。第1号」を「。第1号及び次項」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

第10条の2第3項を次のように改める。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第17条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第17条の5の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

第17条の6中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

第17条の7中「、扶養手当」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

		円	円	円	円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	

31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	

62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			

93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200						
111		304, 600						
112		304, 900						
113		305, 100						
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						
121		307, 400						
122		307, 600						
123		307, 900						

	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	291, 400	400, 300	455, 100	549, 800
	2	293, 700	403, 000	457, 100	555, 900
	3	296, 000	405, 600	459, 000	561, 200
	4	298, 200	408, 100	460, 900	566, 100
	5	300, 300	410, 500	462, 300	570, 500
	6	303, 800	412, 700	464, 100	574, 800
	7	307, 300	414, 800	465, 900	578, 400
	8	310, 700	416, 900	467, 700	581, 400
	9	314, 100	419, 000	469, 500	583, 900
	10	317, 600	420, 500	471, 300	586, 200
	11	321, 000	422, 000	473, 100	
	12	324, 400	423, 500	474, 900	
	13	327, 800	424, 900	476, 700	
	14	331, 300	426, 400	478, 500	
	15	334, 700	427, 900	480, 300	
	16	338, 100	429, 300	482, 100	
	17	341, 500	430, 700	483, 900	

18	344,600	432,200	485,800
19	347,700	433,700	487,700
20	350,800	435,100	489,600
21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100

49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	
77		489, 200	
78		489, 800	
79		490, 400	

	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円		円	円	円
	301,700		344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師に適用する。

(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「及び第4条、第7条から第9条まで、第9条の3並びに第17条の5」を「、第4条、第7条、第8条及び第9条の3」に改め、同条第2項中「及び第17条の2第2項」を「、第17条の2第2項及び第17条の5第2項第1号」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第17条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第2項中「、第9条」を削る。

(職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第34項中「、第8条、第9条並びに第9条の3」を「並びに第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐野市職員の給与に関する条例第17条の5の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において佐野市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1又は別表2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表1又は附則別表2（以下「切替表」という。）に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び切替表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（切替表において「旧号給」という。）に応じて切替表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と含む。）」

00円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（ただし、行8級職員にあつては支給しない。）とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第1条改正後給与条例第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。

（令和10年3月31日までの間に異動のあった職員の地域手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和10年3月31日までの間に第1条改正後給与条例第9条の2第1項に規定する異動のあった職員については、同項中「同条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「同条第2項各号に定める割合又は佐野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年佐野市条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の市規則で定める割合をいう」と、「同条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは「同条第2項各号に定める割合又は令和7年改正条例附則第5項の市規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5項の」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の市規則で定める級地の区分、同項の市規則で定める割合若しくは同項後段の市規則で定める級地の変更により」として、同項の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 7 第1条改正給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 8 佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条後段中「給料」の次に「の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

（佐野市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 9 佐野市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年佐野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、管理職手当及び」を「及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに」に改める。

(佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 10 佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年佐野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年佐野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(市規則への委任)

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則別表1（附則第2項関係） 行政職給料表の適用を受ける職員の号級の切替表

旧号給	新号級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1

12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		

72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					

102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

附則別表 2（附則第 2 項関係） 医療職給料表の適用を受ける職員の号級の切替表

旧号給	新号級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1

14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3

44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	

74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

理 由

給料表及び期末手当等の支給率を改め、行政職の職員等に地域手当を支給し、並びに所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第 6 号参考資料

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 1 条関係)

現 行	改 正 案
(昇給の基準) 第 4 条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定により職員（<u>次項の職員を除く。</u>以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるものにあつては、3 号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 55歳を超える職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 7～10 (略) (扶養手当) 第 8 条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>	(昇給の基準) 第 4 条 (略) 2～4 (略) 5 前項の規定により職員（<u>次項各号に掲げる職員を除く。</u>以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるものにあつては、3 号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 <u>次に掲げる</u>職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> (2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの</u> 7～10 (略) (扶養手当) 第 8 条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(地域手当)

第9条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を決定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、市規則で定める。

4 医療職給料表の適用を受ける職員には、前3項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(地域手当)

第9条の2 医療職給料表の適用を受ける職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16以内で市規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第9条の2 前条第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は異動の直後に在勤する地域が同条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（同条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

（1） 異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が異動の後に前条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第53号）の適用を受ける職員、佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年佐野市条例第217号）の適用を受ける職員、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又は佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年佐野市条例第32号）第11条第1号に規定する退職派遣者であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第10条 (略)

2 (略)

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第10条 (略)

2 (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則の定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2） （略）

4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則の定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

（2） （略）

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則

5～8 (略)

(単身赴任手当)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

5～8 (略)

(単身赴任手当)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの（これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(期末手当)

第17条の2 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの（これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） （災害派遣手当） 第17条の5の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。 2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第17条の6 第4条第3項から第9項まで、<u>第8条、第9条及び第9条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 （管理職手当等の支給方法） 第17条の7 管理職手当、<u>扶養手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略） （災害派遣手当） 第17条の5の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。 2 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第17条の6 第4条第3項から第9項まで<u>及び第8条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 （管理職手当等の支給方法） 第17条の7 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。
---	---

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>
	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>
	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>
	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>
	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>
	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>
	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>
	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
	24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
	24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	

26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	

26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	

59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		

59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>			
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>			
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>			
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>			
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>			
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>			

92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>					92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>						
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>					93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>						
94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>							94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>						
95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>							95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>						
96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>							96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>						
97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>							97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>						
98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>							98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>						
99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>							99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>						
100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>							100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>						
101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>							101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>						
102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>							102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>						
103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>							103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>						
104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>							104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>						
105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>							105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>						
106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>							106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>						
107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>							107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>						
108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>							108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>						
109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>							109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>						
110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>							110		<u>304,200</u>							
111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>							111		<u>304,600</u>							
112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>							112		<u>304,900</u>							
113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>							113		<u>305,100</u>							
114		<u>305,300</u>								114		<u>305,300</u>							
115		<u>305,600</u>								115		<u>305,600</u>							
116		<u>306,000</u>								116		<u>306,000</u>							
117		<u>306,200</u>								117		<u>306,200</u>							
118		<u>306,400</u>								118		<u>306,400</u>							
119		<u>306,700</u>								119		<u>306,700</u>							
120		<u>307,000</u>								120		<u>307,000</u>							
121		<u>307,400</u>								121		<u>307,400</u>							
122		<u>307,600</u>								122		<u>307,600</u>							
123		<u>307,900</u>								123		<u>307,900</u>							
124		<u>308,200</u>								124		<u>308,200</u>							

	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600

	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	

20	<u>350,800</u>	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
21	<u>354,000</u>	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>
22	<u>357,100</u>	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>
23	<u>360,200</u>	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>
24	<u>363,200</u>	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>
25	<u>366,200</u>	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>
26	<u>368,500</u>	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>
27	<u>370,800</u>	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>
28	<u>373,000</u>	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>
29	<u>374,900</u>	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>
30	<u>376,600</u>	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>
31	<u>378,300</u>	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>
32	<u>380,100</u>	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>
33	<u>381,900</u>	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>
34	<u>383,700</u>	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>
35	<u>385,300</u>	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>
36	<u>386,700</u>	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>
37	<u>388,100</u>	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
38	<u>389,600</u>	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
39	<u>391,100</u>	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
40	<u>392,600</u>	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
41	<u>394,100</u>	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
42	<u>394,800</u>	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
43	<u>395,400</u>	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
44	<u>396,100</u>	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
45	<u>397,000</u>	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
46	<u>397,600</u>	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
47	<u>398,200</u>	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
48	<u>398,800</u>	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
49	<u>399,400</u>	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
50	<u>399,900</u>	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
51	<u>400,400</u>	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
52	<u>400,900</u>	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>

20	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>
21	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>
22	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>
23	<u>360,200</u>	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>
24	<u>363,200</u>	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>
25	<u>366,200</u>	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>
26	<u>368,500</u>	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>
27	<u>370,800</u>	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>
28	<u>373,000</u>	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>
29	<u>374,900</u>	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>
30	<u>376,600</u>	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>
31	<u>378,300</u>	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>
32	<u>380,100</u>	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>
33	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>
34	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>
35	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>
36	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>
37	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>
38	<u>389,600</u>	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>
39	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>
40	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>
41	<u>394,100</u>	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>
42	<u>394,800</u>	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>
43	<u>395,400</u>	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>
44	<u>396,100</u>	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>
45	<u>397,000</u>	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>
46	<u>397,600</u>	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>
47	<u>398,200</u>	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>
48	<u>398,800</u>	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>
49	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>
50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>
51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>
52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>

53	<u>401, 400</u>	<u>465, 600</u>	<u>516, 600</u>	<u>568, 700</u>
54	<u>401, 800</u>	<u>466, 800</u>	<u>517, 900</u>	<u>569, 600</u>
55	<u>402, 200</u>	<u>468, 000</u>	<u>519, 200</u>	<u>570, 500</u>
56	<u>402, 600</u>	<u>469, 100</u>	<u>520, 500</u>	<u>571, 400</u>
57	<u>403, 000</u>	<u>470, 100</u>	<u>521, 500</u>	<u>572, 300</u>
58	<u>403, 400</u>	<u>471, 100</u>	<u>522, 300</u>	<u>573, 200</u>
59	<u>403, 800</u>	<u>472, 000</u>	<u>523, 100</u>	<u>574, 100</u>
60	<u>404, 200</u>	<u>472, 800</u>	<u>523, 900</u>	<u>574, 800</u>
61	<u>404, 600</u>	<u>473, 500</u>	<u>524, 800</u>	<u>575, 700</u>
62	<u>405, 000</u>	<u>474, 200</u>	<u>525, 600</u>	<u>576, 600</u>
63	<u>405, 400</u>	<u>474, 900</u>	<u>526, 400</u>	<u>577, 500</u>
64	<u>405, 800</u>	<u>475, 500</u>	<u>527, 100</u>	<u>578, 400</u>
65	<u>406, 100</u>	<u>476, 200</u>	<u>527, 900</u>	<u>579, 300</u>
66		<u>476, 900</u>	<u>528, 700</u>	
67		<u>477, 500</u>	<u>529, 400</u>	
68		<u>478, 100</u>	<u>530, 300</u>	
69		<u>478, 400</u>	<u>531, 200</u>	
70		<u>479, 000</u>	<u>532, 000</u>	
71		<u>479, 700</u>	<u>532, 900</u>	
72		<u>480, 400</u>	<u>533, 800</u>	
73		<u>480, 800</u>	<u>534, 600</u>	
74		<u>481, 400</u>	<u>535, 500</u>	
75		<u>482, 100</u>	<u>536, 400</u>	
76		<u>482, 800</u>	<u>537, 100</u>	
77		<u>483, 200</u>	<u>537, 900</u>	
78		<u>483, 800</u>	<u>538, 800</u>	
79		<u>484, 400</u>	<u>539, 700</u>	
80		<u>484, 900</u>	<u>540, 600</u>	
81		<u>485, 400</u>	<u>541, 400</u>	
82		<u>485, 900</u>	<u>542, 300</u>	
83		<u>486, 400</u>	<u>543, 200</u>	
84		<u>486, 900</u>	<u>544, 100</u>	
85		<u>487, 300</u>	<u>544, 900</u>	

53	<u>401, 400</u>	<u>476, 200</u>	<u>531, 200</u>
54	<u>401, 800</u>	<u>476, 900</u>	<u>532, 000</u>
55	<u>402, 200</u>	<u>477, 500</u>	<u>532, 900</u>
56	<u>402, 600</u>	<u>478, 100</u>	<u>533, 800</u>
57	<u>403, 000</u>	<u>478, 400</u>	<u>534, 600</u>
58	<u>403, 400</u>	<u>479, 000</u>	<u>535, 500</u>
59	<u>403, 800</u>	<u>479, 700</u>	<u>536, 400</u>
60	<u>404, 200</u>	<u>480, 400</u>	<u>537, 100</u>
61	<u>404, 600</u>	<u>480, 800</u>	<u>537, 900</u>
62	<u>405, 000</u>	<u>481, 400</u>	<u>538, 800</u>
63	<u>405, 400</u>	<u>482, 100</u>	<u>539, 700</u>
64	<u>405, 800</u>	<u>482, 800</u>	<u>540, 600</u>
65	<u>406, 100</u>	<u>483, 200</u>	<u>541, 400</u>
66		<u>483, 800</u>	<u>542, 300</u>
67		<u>484, 400</u>	<u>543, 200</u>
68		<u>484, 900</u>	<u>544, 100</u>
69		<u>485, 400</u>	<u>544, 900</u>
70		<u>485, 900</u>	<u>545, 800</u>
71		<u>486, 400</u>	<u>546, 700</u>
72		<u>486, 900</u>	<u>547, 600</u>
73		<u>487, 300</u>	<u>548, 400</u>
74		<u>487, 800</u>	
75		<u>488, 200</u>	
76		<u>488, 700</u>	
77		<u>489, 200</u>	
78		<u>489, 800</u>	
79		<u>490, 400</u>	
80		<u>490, 800</u>	
81		<u>491, 300</u>	
82		<u>491, 900</u>	
83		<u>492, 500</u>	
84		<u>493, 000</u>	
85		<u>493, 500</u>	

	86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	
	87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	
	88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	
	89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	
	90		<u>489,800</u>		
	91		<u>490,400</u>		
	92		<u>490,800</u>		
	93		<u>491,300</u>		
	94		<u>491,900</u>		
	95		<u>492,500</u>		
	96		<u>493,000</u>		
	97		<u>493,500</u>		
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	
	<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>	

備考 この表は、医師に適用する。

佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正案 新旧対照表
(第2条関係)

現 行	改 正 案
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第8条 (略)	第8条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>	
<u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>	<u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>

(給与条例の適用除外等) 第9条 佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条及び第4条、第7条から第9条まで、第9条の3並びに第17条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条の2第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 第10条 （略） 2 給与条例第8条、第9条、第9条の3及び第10条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。 3 （略）	(給与条例の適用除外等) 第9条 佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条及び第9条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項、第17条の2第2項及び第17条の5第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条の2第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第17条の5第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 第10条 （略） 2 給与条例第8条、第9条の3及び第10条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。 3 （略）
--	---

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
附 則 1～33 （略） 34 佐野市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項及び第7項から第9項まで、<u>第8条、第9条並びに第9条の3</u>並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 35～37 （略）	附 則 1～33 （略） 34 佐野市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項及び第7項から第9項まで<u>並びに第8条</u>並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 35～37 （略）

佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(附則第8項関係)

現 行	改 正 案
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。）に限る。）の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。）に限る。）の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の<u>月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の5分の1</u>に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

佐野市職員の修学部分休業に関する条例の改正案 新旧対照表

(附則第9項関係)

現 行	改 正 案
(給与の減額) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料（給料の調整額を含む。）<u>、管理職手当及び特殊勤務手当</u>（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。	(給与の減額) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料（給料の調整額を含む。）<u>及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当</u>（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正案 新旧対照表

(附則第 10 項関係)

現 行	改 正 案
(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類) 第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。	(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類) 第7条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当及び期末手当を支給することができる。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の改正案 新旧対照表

(附則第 11 項関係)

現 行	改 正 案
(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与) 第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。	(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与) 第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。